

京都市告示第496号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年1月6日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	南第三経38号線	南区東九条東岩本町13番地地先 同町10番地の2地先		

(建設局土木管理部道路明示課)